

一 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

改 正 案	現 行
第一条 (略) 2 (略) <p style="text-align: center;">(清算集中の対象となる取引)</p> <p>第二条 (略) 2・3 (略) <p>4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。</p><p>一 (略)</p><p>二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引</p><p>イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（次条第一項において「取引情報作成対象業者」という。）以外の者</p><p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する</p></p>	第一条 (略) 2 (略) <p style="text-align: center;">(清算集中の対象となる取引)</p> <p>第二条 (略) 2・3 (略) <p>4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。</p><p>一 (略)</p><p>二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引</p><p>イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（以下「取引情報作成対象業者」という。）以外の者</p><p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する</p></p>
改 正 案	現 行
第一条 (略) 2 (略) <p style="text-align: center;">(清算集中の対象となる取引)</p> <p>第二条 (略) 2・3 (略) <p>4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。</p><p>一 (略)</p><p>二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引</p><p>イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（次条第一項において「取引情報作成対象業者」という。）以外の者</p><p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する</p></p>	第一条 (略) 2 (略) <p style="text-align: center;">(清算集中の対象となる取引)</p> <p>第二条 (略) 2・3 (略) <p>4 第二項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第百五十六条の六十二第二号に規定する内閣府令で定める取引に該当しないものとする。</p><p>一 (略)</p><p>二 当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引</p><p>イ 金融商品取引業者等のうち、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫のいずれかの者（以下「取引情報作成対象業者」という。）以外の者</p><p>ロ 金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する</p></p>
改 正 案	現 行

時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていてるものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）に係る想定元本額の合計額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

三 （略）

（取引規模の届出等）

第二条の二 金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者等（取引情報作成対象業者及び登録金融機関である保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）をいう。第六条第一項及び第七条第四項において同じ。）に限る。）は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨（第三号又は第四号に該当する場合には、当該各号の規定による届出に係る信託を特定するために必要な事項を含む。）を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 （略）

三 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつているものであつて、信託勘定に属するものとして経理されるもの

時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報又は取引情報の対象となつていてるものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）次条において同じ。）に係る想定元本額の合計額が三千億円未満である者（イに掲げる者を除く。）

三 （略）

（取引規模の届出等）

第二条の二 金融商品取引業者等（取引情報作成対象業者に限る。）は、毎年、次の各号のいずれかに該当する場合には、四月一日から五月三十一日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二 （略）

（新設）

に限る。次号において同じ。)に係る想定元本額の合計額の平均

額が三千億円未満であり、かつ、前年の四月からその年の三月ま

での各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の

合計額の平均額が三千億円以上の信託財産がある場合

四 前々年の四月から前年の三月までの各月末日における店頭デリ

バティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が三千億円以上

であり、かつ、前年の四月からその年の三月までの各月末日にお

ける店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が

三千億円未満の信託財産がある場合

2

金融庁長官は、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことが
ある者であつて、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による
届出をしていない者の商号又は名称並びに同項第三号の規定による
届出をしたことがある者であつて、当該届出に係る信託財産について
て最後に当該届出をした後同項第四号の規定による届出をしていな
い者の商号又は名称及び当該信託を特定するため必要な事項を、
インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表する
ものとする。

(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる
取引)

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める
取引は、次に掲げる取引(当事者の一方又は双方が取引情報作成対
象業者等である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及

(新設)

2

金融庁長官は、毎年、前項第一号の規定による届出をしたことが
ある者であつて、最後に当該届出をした後同項第二号の規定による
届出をしていない者の商号又は名称を、インターネットを利用して
公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

(金融商品取引業者等による取引情報の保存及び報告の対象となる
取引)

第六条 法第百五十六条の六十四第一項に規定する内閣府令で定める
取引は、次に掲げる取引(当事者の一方又は双方が取引情報作成対
象業者等である取引に限り、法第二条第二十二項第二号、第四号及

び第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

一〇四 （略）

2
（略）

（金融商品取引業者等による取引情報の保存）

第七条 （略）
2・3 （略）

4 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いざれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等である場合には、この限りでない。

5
（略）

第五号に掲げる取引にあつては、同条第二十五項第二号、第三号又は第四号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に掲げる金融指標に係るものを除く。）とする。

一〇四 （略）

2
（略）

（金融商品取引業者等による取引情報の保存）

第七条 （略）
2・3 （略）

4 取引情報作成対象取引の当事者の双方が金融商品取引業者等である場合において、いざれかの金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等であるときには、他の金融商品取引業者等は、第二項の規定にかかわらず、同項の記録を作成することを要しない。ただし、当該他の金融商品取引業者等が取引情報作成対象業者等である場合には、この限りでない。

5
（略）